

切通地区の地下水汚染範囲の再調査結果について

テトラクロロエチレン等による市内6地区の地下水汚染については、平成13年より順次公表後、汚染源確定地区において浄化対策を実施するとともに、すべての地区で定点モニタリング調査による監視を継続してきました。また各汚染地区の汚染範囲、濃度の状況変化を確認するため、地区毎に再調査を実施することとし、平成20年度から順次「南部地区」、「鶯谷・殿町地区」、「厚見地区」、「新栗野地区」、「真砂町西側地区」の汚染範囲を見直し、公表したところです。

今回、『切通地区』の再調査を実施しましたので、その結果について以下のとおり報告します。

記

- 1 調査目的 : 汚染範囲の確定後、約10年経過することから、地下水の汚染の現況を再度把握する。
- 2 調査期間 : 平成24年9月
- 3 調査方法 : 汚染地区内及びその近傍において、井戸水検査を実施し、平成14年度当時の調査結果と比較検証しました。
- 4 調査件数 : 21地点
- 5 調査結果

テトラクロロエチレン

区分	濃度範囲 (mg/L)	検体数
不検出 (0.0005未満)	<0.0005	10
検出 (0.0005以上0.01以下)	0.0006~0.0084	11
基準超過(0.01超過)	—	0
計		21

トリクロロエチレン

区分	濃度範囲 (mg/L)	検体数
不検出 (0.002未満)	<0.002	17
検出 (0.002以上0.03以下)	0.002~0.008	4
基準超過(0.03超過)	—	0
計		21

1,2-ジクロロエチレン

区分	濃度範囲 (mg/L)	検体数
不検出 (0.004未満)	<0.004	17
検出 (0.004以上0.04以下)	0.022	1
基準超過(0.04超過)	0.041~0.1	3
計		21

6 結果概要

平成14年度当時の汚染状況やこれまでのモニタリング調査結果及び今回の再調査結果から、『テトラクロロエチレン』と『トリクロロエチレン』は、すべての地点で環境基準を下回り、汚染は改善しました。

『1,2-ジクロロエチレン』は基準超過地点が認められるため、学識経験者の意見をもとに、切通地区のテトラクロロエチレン等の汚染範囲の変更はなしとしました。

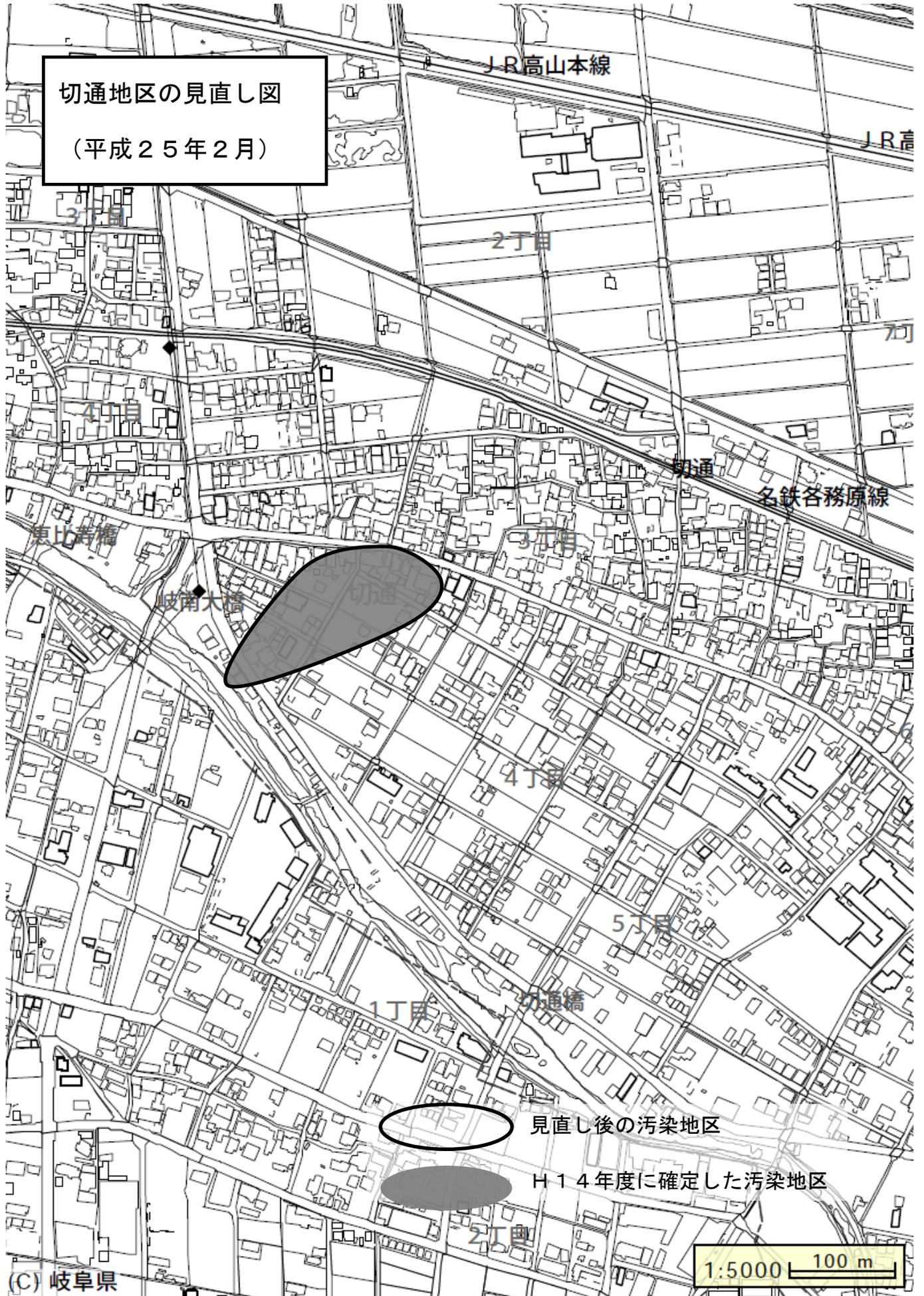
(「切通地区の見直し図」参照)

7 今後の対応

市内6地区すべての再調査が終了しましたが、現在も汚染が残る地区については、今後もその汚染状況を確認するため、調査を実施します。

切通地区の見直し図

(平成25年2月)



見直し後の汚染地区

H14年度に確定した汚染地区

1:5000 100 m